

【別表5】良好な景観の形成のための工作物の形態意匠等の制限及び緑化の推進

1 工作物に関する形態意匠等の制限

(1) 高さに関する行為の制限

- ア 土地に定着する第2類工作物（京都市市街地景観整備条例第2条に規定する「第2類工作物」をいう。以下同じ。）にあつては、高さが20m（擁壁にあつては5m）を超えないこと。
- イ 建築物に定着する第2類工作物にあつては、当該建築物の最上部を超えないこと。

(2) 形態意匠に関する行為の制限

- ア 建造物修景地区の種別に応じ、下表に示す色彩とすること。

建造物修景地区の種別	色 彩
山ろく型建造物修景地区	自然景観と調和する色彩
山並み背景型建造物修景地区	
岸辺型建造物修景地区	
町並み型建造物修景地区	市街地の町並みと調和する色彩

- イ 基調となる色彩には、「建築物の形態意匠の制限に関する事項（共通の基準）」に定める色彩を使用しないこと。
- ウ 建築物に定着する工作物にあつては、上記ア及びイに加え、建築物との調和に配慮した色彩とすること。
- エ 形態意匠は、周辺の町並み及び屋上景観に違和感を与えるものではないこと。

(3) 携帯電話用アンテナの制限（高さ1.5メートル以下を含む。）

建築物の外壁面に設置する場合は、その色彩を当該外壁面の色彩に合わせ、上空に突出する場合は、原則として灰色とすること。ただし、公共の用に供する空地から容易に望見できない場合は、この限りでない。

(4) 太陽光発電装置の制限

太陽光発電装置については、屋根材と一体となったものとし、その色彩が屋根の色彩と同様で景観上支障がないものとする。ただし、公共の用に供する空地から容易に望見できない場合は、この限りでない。

(5) 形態意匠等の制限に関する基準の適用除外等

次のいずれかに該当する工作物で、当該工作物が存する地域の景観の形成に支障がないと認められるものについては、上記(1)から(4)までに掲げる基準を適用しないことができる。

- ア 公益上必要な工作物で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
- イ 特に優れた意匠を有する工作物で、基準を適用することが適切でないと認められるもの

2 建造物修景地区における緑化の推進

大規模な建築物にあつては、都市緑化に資するため、建築物の周囲に十分な植栽を行うよう努めること。

（用語の定義）

- ・ 特定勾配 : 10分の3から10分の4.5までの勾配をいう。
- ・ 特定勾配屋根 : 特定勾配を持つ屋根をいう。
- ・ 低層建築物 : 地階を除く階数が3以下、かつ、高さ（特定勾配屋根を有する場合は軒の高さとする。以下同じ。）が10メートル以下の建築物をいう。
- ・ 中層建築物 : 地階を除く階数が4以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物のうち、高さが15メートル以下のものをいう。
- ・ 高層建築物 : 高さ15メートルを超える建築物をいう。
- ・ 軒の出 : 外壁面（木造にあっては、柱・壁の中心）から軒の先端までの水平距離をいう。
- ・ けらば : 切妻屋根の妻側の屋根の端部をいい、^{木部}傍軒ともいう。
- ・ けらばの出 : 外壁面（木造にあっては、柱の中心）からけらばの先端までの水平距離をいう。
- ・ 公共の用に供する空地 : 道路、公園、広場、その他これらに類する空地をいう。
- ・ マンセル値 : 日本工業規格 J I S Z 8 7 2 1（色の表示方法—三属性（色相、彩度、明度）による表示方法）に規定する色の表示方法をいう。
- ・ 自然景観と調和する色彩 : 土や自然素材に多い R（赤）、Y R（黄赤）、Y（黄）、N（無彩色）系の色相で、低彩度、かつ、中明度の色彩を基本とする。（アルファベットはマンセル値の色相を示す。以下同じ。）
- ・ 市街地の町並みと調和する色彩 : Y R（黄赤）、Y（黄）系の他、P（紫）、P B（紫青）、N（無彩色）系の色相で、低彩度、かつ、中明度又は高明度の色彩を基本とする。
- ・ 塔屋等 : 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。

（建築物の形態意匠の制限に係る共通の基準）

- 1 屋根の色彩
 - ・ 日本瓦及び平板瓦は、原則としていぶし銀とすること。
 - ・ 銅板は、素材色又は緑青色とすること。
 - ・ 銅板以外の金属板及びその他の屋根材は、原則として光沢のない濃い灰色、光沢のない黒及び光沢のない濃い茶色とすること。
- 2 塔屋等の高さ（当該塔屋等が周囲の屋根又は床と接する位置の平均の高さにおける水平面からの当該塔屋等の最上部までの高さをいう。）は、3 m（都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度地区（以下「高度地区」という。）のうち2.5 m高度地区又は3.1 m高度地区に存する建築物（3.1 m第2種高度地区又は3.1 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4 m）以下とすること。ただし、機能上必要であり、かつ、建築物の最高の高さからの塔屋等の最上部までの高さが3 m（高度地区のうち2.5 m高度地区又は3.1 m高度地区に存する建築物（3.1 m第2種高度地区又は3.1 m第3種高度地区に存する建築物の高さの最高限度が20メートルの建築物を除く。）にあっては4 m）を超えず、地域の良い景観の形成に支障がないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 塔屋等の位置、規模及び形態意匠については、建築物の本体と均整がとれたものとすること。

- 4 建築物の外壁は、傾斜した壁（柱を含む。）としないこと。ただし、良好な市街地の景観形成に資する形態意匠を有するものについては、この限りでない。
- 5 主要な外壁に使用する材料は、光沢のないものとする（ガラス及び自然素材を除く。）。
- 6 主要な外壁には次の色彩（マンセル値による明度は定めない。）を使用しないこと。ただし、着色を施していない自然素材は除く。
 - (1) R（赤） 系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - (2) YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - (3) Y（黄色） 系の色相で、彩度が4を超えるもの
 - (4) GY（黄緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (5) G（緑） 系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (6) BG（青緑）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (7) B（青） 系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (8) PB（青紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (9) P（紫） 系の色相で、彩度が2を超えるもの
 - (10) RP（赤紫）系の色相で、彩度が2を超えるもの
- 7 屋上に設ける建築設備は、ルーバー等で適切に修景し、建築物の本体と調和したものとする。
- 8 公共の用に供する空地に面して、駐車場等の開放された空地又は自走式の駐車場や駐輪場等を設ける場合は、周囲の景観と調和する門、塀又は生垣等を設置するなど、町並みの連続性に配慮すること。

（建築物の形態意匠の制限に関する基準の適用除外等）

- 1 公益上必要な建築物等に関する特例
次のいずれかに該当する建築物で、当該建築物が存する地域の景観の形成に支障がないと認められるものについては、「建築物の形態意匠の制限に関する事項（共通の基準）」及び「建築物の形態意匠の制限に関する事項（地区別の基準）」に掲げる基準を適用しないことができる。
 - (1) 学校、病院その他の公益上必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図るうえで必要と認められるもの
 - (2) 市街地環境の整備改善等に資するため総合的に計画された建築物で、基準を適用することが適切でないと認められるもの
- 2 仮設建築物等に関する適用除外
次のいずれかに該当する建築物については、景観の形成上支障がない範囲において、「建築物の形態意匠の制限に関する事項（共通の基準）」及び「建築物の形態意匠の制限に関する事項（地区別の基準）」に掲げる基準の全部又は一部を適用しないことができる。
 - (1) 景観計画において良好な景観形成に関する行為の制限が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、その全部を一の建築物の敷地として使用する建築物の新築、増築又は改築を行う場合において、敷地の規模、形状等により基準に適合させることが困難と認められるもの
 - (2) 延べ面積が10平方メートル以内又は建築物の高さが3メートル以下の建築物
 - (3) 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物
 - (4) 仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの
 - (5) 文化財保護法の規定により、登録有形文化財として登録された建築物
 - (6) 京都府文化財保護条例の規定により、府登録有形文化財として登録された建築物
 - (7) 京都市文化財保護条例の規定により、市登録有形文化財として登録された建築物